

再 開 (午前10時00分)

○委員長 (馬本隆夫)

皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を再開をいたします。

これより会議を開きます。

(ブー)

○委員長 (馬本隆夫)

当委員会に付託を受けました案件は、請願第1号 生駒平群発電所(太陽光発電施設)送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書の1件であります。

請願第1号 生駒平群発電所(太陽光発電施設)送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書を議題といたします。

初日の本会議で紹介議員から趣旨説明を受けておりますので、省略をいたします。

なお、去る12月8日の総務建設委員会で請願代表者2名の方を参考人として招致することが決定をされましたので、本日は請願代表者の多田様と須藤様に参考人として、また、請願の紹介議員であります山口議員、稲月議員、植田議員に御出席をいただいております。なお、植田議員は当委員会の委員でありますので、委員席に着かれております。よろしくお願いを申し上げます。

請願代表者の多田様と須藤様、本日は御多忙中に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。参考人におかれましては、本委員会の審査目的を御理解いただき、円滑に進行できますよう、御協力のお願いをする次第でございます。

これより御意見を述べていただくこととなりますが、御意見を拝聴する前に進行方法について申し上げます。初め、参考人から意見を述べていただき、その後、議員から質疑を行うことになっております。

なお、参考人に念のために申し上げます。発言の際にはその都度、委員長の許可を得て、現在の御自席で起立の上、御発言を下さいますようお願いを申し上げます。また、参考人は議員に対し質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより参考人の請願代表者の方より御意見を求めます。請願者の須藤様、よろしくお願いを。はい、どうぞ。

○参考人 (須藤啓二)

趣旨につきましては、請願のほうで出さしていただいた中に理由等ですね、御覧になっていただいていると思います。今日は請願の我々の思いを議員さんに

ぜひ聞いていただきたいということで、ちょっと文書、まとめてますんで、読み上げる形で、すみませんがやらしてもらいます。

平群町は、協栄ソーラーステーション合同会社によって櫛原地区に計画されている太陽光発電所から梨本変電所に至る延長約3キロメートルの町道占用許可申請に対して令和2年3月17日付で許可を出しました。この道路占用許可申請書には添付が必要となっている各自治会の同意書が添付されていません。我々町民の生活になくってはならない町道が住民の全く知らない間に東京にあるペーパーカンパニーに20年に及ぶ長期間占用されます。

2万2,000ボルトの高圧送電線が僅か地下1メートルのところに埋設されることを知った町民が驚くのは当たり前です。この高圧送電線は北小学校や北幼稚園のすぐ横を通り、子どもたちが通う通学路の下に計画されています。背がまだ低い子どもたちが電磁波の影響を受けることで白血病のリスクがあることを世界の科学者が指摘しています。

櫛原、西向地区などでは車1台がやっと通れる狭い町道であるため、各戸の出入口が通行止め工事で封鎖されますと、日常生活ができないばかりではなく、救急車や消防車の出動すらできない状態が発生します。現実に西向地区では、今年発生した火災時に消防車が出動した際に住民は一切の出入りができなくなる事態が発生しました。大地震が発生した際には、もし通行止めを行われると避難すらできない状態です。このような事態が容易に想定される町道を通行止めにする工事が住民に何ら諮られることなく許可されたことに対して、町民の多くは町政に対して、なぜそういうやり方をするのかと感じています。

本請願の呼びかけに対して署名では3,600筆を超える方から賛同いただきました。最も身近な生活の問題として町民が捉えた結果であり、何にも増して尊重されるべきものであると考えています。今回の請願人には自治会役員の方やPTA役員の方、農業経営者、自主防災会の方など、広い分野から御賛同いただきました。また、西向地区では住民全員の署名を集められて、各戸の玄関に「メガソーラー高圧線埋設反対です」のステッカーを張り出されて、住民の反対の意思を示されています。町議会として町に住民の声をお聞きいただき、本件、町道使用の中止を町に求める請願の採択をぜひお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

ありがとうございました。以上で参考人の御意見の陳述を終わります。

これより請願第1号に対する質疑に入ります。

請願者代表の多田様と須藤様、また紹介議員並びに当局に対し、質疑がありましたらよろしくお願いを申し上げます。それでは、質疑、どうぞ。森田委員。

○委員（森田 勝）

多田さん、須藤さん、本当に御苦労さんでございます。私は議長をさせていただいておりますので、いろいろな方からメガソーラーについての反対、賛成、また、町道のことにつきましても賛成の方、関電のOBの方にも意見聴取しましたけども、危険性等についても問題ないという話も聞いておりますが、3, 652筆の署名は重く受け止めなければいけないというふうに思っております。そのことを申し上げましてですね、参考人並びに傍聴の方は昨日の本会議のときの議論が分かっておられないと、御存じないと思いますので、再度お尋ねします。この道路占用は電気事業法並びに道路法に基づいて問題がないという答弁があったわけなんですけども、再度、もう一度確認の意味で御答弁いただけませんか、当局のほうに。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

委員の御質問にお答えします。先日の答弁ということで、再度確認ということでございます。いわゆる道路法並びに電気事業法と照らし合わせた上で、法的には問題ないと考えております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

併せましてですね、関西電力の梨本変電所まで上庄の鉄塔から地下ケーブルで1.3キロ、埋設ケーブルが敷設されてるということをお聞きしておりました、昨日ですね。その状況をですね、それと電磁波の状況も昨日、御報告があったと思うんですけども、再度御答弁いただけませんかでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

住民生活課長。

○住民生活課長

森田委員の御質問でございます。昨日、本会議におきまして、梨本送電線への高圧線の電磁波について御質問いただきました。お答え、重複いたしますが、この送電線の電磁波につきましては事業者のほうで測定をいたしました。測定の結果といたしましては0.252マイクロテスラということでございます。併せて経産省の基準ということでございますが、その中では基準ということで、200マイクロテスラという数字を御説明申し上げたところでございます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

参考人さんにお尋ねしたいんですけども、よろしいでしょうか。どういう状況でですね、この道路占用の、表現よくないんですけど、不当性を訴えられてるんですけども、今、当局から御説明があったと思うんですけども、どのようなことについて法に抵触するようにお考えになってるのかお尋ねしたいんですけども。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人、どうぞ。

○参考人（須藤啓二）

道路占用ということがもちろんスタートでして、道路法と道路施行令という法律がございます。関連法令で言いましたら交通安全関係が当然入りますのでね。ちょっと条文のほう、参考にお話しさしてもらいますけど、道路法の第32条第5項でですね、「道路管理者は、許可を与えようとする場合」、占用の許可ですね、「与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項」というのは、これは道路工事を行うという意味なんですね。「場合には規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該の地域を管轄する警察署長に協議しなければならない」というふうにならなれてます。

ですから、道路法というだけではなくて、道路交通法の規定も受けるということなんですね。これは「しなければならない」という義務ですから、町のほうが単独で全て決定できるわけではない。当然、警察署のほうと協議をしてということになりますので。

道路交通法のほうでいいますとね、どういう形で占用の許可が認められるか、正確に言いましたら道路工事が認められるかということになるんですが、一つは、交通の妨害にならないことという条件がございます。それと、もし、何らかの問題がある際はですね、許可条件によって制限されるけれども、例えば片側通行等という形でやるんなら大丈夫ですよという考え方。それと3点目が交通の妨害になるおそれが当然あるよというときには「公益上又は社会の慣習上やむを得ないものである」という際に認めるということになってるんですね。

それから言いますと、誰にとっての公益かということになるんですが、当然この道路を使用する住民だとか通行の方だとかというのが対象だと思います。それに対して、設備を設置する側と申しますと、公益として社会的に認められてるというのは、例えば町の上水道、下水道というそういうインフラ関係ですね。当然その中には関西電力だとか大阪ガスとか、もちろん民間企業の管だと

かケーブルももちろん含まれるということになると思います。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今、参考人から御説明がありましたんですけども、まず、町当局、今の答弁に対してですね、私は占用と使用とちょっと違うんじゃないかなというふうに思うんですね。占用というのはそこを占有することを認める、使用というのはデモでもするときでも使用許可が要するというふうに思うんですけども、その点についてお尋ねしたいということと、町の予算書なり決算書においてですね、町が道路使用を徴収してる会社がございますね。先ほど御説明がありましたように、関西電力、NTT、大阪ガス、青木ガス、森下ガス、オプテージ、それと近鉄ケーブルネットワーク、エネアークですね。三岡商事とか電電広告道路占用とかモバイルというんですけども、それと、今申し上げてる生駒平群発電所の送電線は公益上のものとして認められるのか否やということじゃないかなと思うんですけども、その辺の町の見解をお尋ねします。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

まず、道路占用と道路使用許可について、大きくちょっと御説明させていただきます。

まず、道路占用につきましては、先ほど申しました道路法32条においてですね、道路上に工作物、物件または施設を継続的に設置するというときに、道路管理者の許可を取得するというような法律がございます。また、道路使用許可につきましては、道路交通法77条に基づきまして、いわゆる道路工事等を行う場合に、作業請負人が一定期間道路を使用するということに対して、所轄の警察署長の許可を受けなければならないというところのまず区分けです。当然、道路占用と道路工事が関連しますので、警察と協議しなければならないということを道路法にもうたっておりますので、それは当然、所轄と我々も協議をした上で今回の許可に至ってるというところでございます。

それと、もう一つのいわゆる公益事業者の占用の区分ということでお尋ねであったかと思われんですけども、今回の事業者もいわゆる電気事業法に基づく事業者でございますので、先ほどおっしゃった関西電力、大阪ガスと同等と法的には解釈されるものと考えております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

今、町当局から説明がありましたんですけども、道路占用と使用許可が違うと、使用許可に当たってはですね、工事するに当たっては、またそういう交通の支障のないように、どう言うんですか、うまく言えないんですけども、待避線設けるとか信号を設けるとか、一般的にやってることはガードマンを張りつけるかということじゃないかなと思うんですね。

今、再度確認したいんですけど、この生駒平群発電所が公益性が認められるものですか。再度これだけ、大事なことでするので確認をさせてください。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課長。

○都市建設課長

公益性かどうかということですが、まず発電事業者は義務占用の対象となっておりまして、公益性があるものということですが。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

いや、法律的に、どういう法律に基づいて公益性が認められてるかという説明をお願いしたいんですよ。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課長。

○都市建設課長

まず、公益企業概念ですけども、電気、電話、ガス、これ、料金の認可制ということで、これを公益企業と一般的に言っておりますが、これは普通、関西電力であったり大阪ガスであったり、そういったものが当たります。これを公益企業と言っております。

それに対して、先ほど言いました義務占用でございますが、これは国土交通省道路局路政課長より通達が出ております。「発電事業者が電柱及び電線を道路に占用する発電事業は義務占用の対象とする」と。義務占用の対象というのは道路法の36条の対象になってまいります。この36条では、申請があった場合は許可しなければならないと、これは法律でうたっております。この36条の対象というのが先ほど言いましたように、電気であったりガスであったり、水道も含まれますけども、そういった事業は対象になると、こういったことでございます。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

道路のことについて分かりました。

健康被害につきましてですね、非常に私も自分が体が弱く、弱いんですかね、手術した関係で非常に健康には注意しておりますですね、電磁波につきましてはですね、私は以前ですね、自分が思いましたのはパナウエーブ研究所の方が白い衣装で町の中を闊歩したことがあって以降ですね、非常に興味を覚えておりますですね、その後、私の家のキッチンを改造するときですね、ガスにしようか、IHにしようかということで悩んだわけですけども、IHにすると電磁波が出るということで、うちの家内が聞いてきますと、ペースメーカーを入れてるとちょっと気をつけないといけないというふうに聞きました。

その後ですね、スマホの5Gですね。この電波が非常に電磁波で健康被害を及ぼすということで、アメリカの研究のドクターが問題提起されてたというのが興味を覚えたところであるんですけども、その後、この案件が出たときに、たまたま関電のOBの方が平群町にいらっしやましてですね、どうですかと。関西電力にお勤めになつとられたわけですから、変電所勤務もされてた方だと思うんですけども、電磁波でどういう健康被害ありましたかというお尋ねしたんですけどね、非常に高圧ですから。「いやあ、何もなかったですよ」と。

その後ですね、これ、経済産業省の諮問委員会で電力設備電磁界対策ワーキングチームというワーキングの報告書なるものをその方から頂きました。この中には非常にですね、大学の先生はじめ、医学の専門家、保健学の専門の方がメンバーになっておりますですね、問題提起をされております。この中で一番気になったのはWHOの機関のIARC、国際がん研究機関から発がん性の分類が出てます。これはネットで全部見られますので見ていただいたら分かると思うんですけども、この中には発がん性のあるものにたばこ、皆さん、たばこががんになるということはよく御存じだと思うんですけども、この記載のところにアルコール飲料が書かれとるんですよ。アルコール飲料、皆さんもお飲みになってると思うんですけども。その次の2Aの恐らく発がん性があるものということで、PCBとか紫外線というふうに書かれております。グループ2Bのところ、発がん性があるかもしれないというもので、この中にですね、今、皆さんがおっしゃってる電磁波が該当するように記載されてます、これは。それでですね、それはどんなもんやというたらね、漬物、ワラビがこの分類に記載されてます。

この後、この経産省の答申を受けて中立的な機関をつくろうということで、

電磁界情報センターというものができまして、啓蒙活動をやっておられます。これは本当に皆さんが御心配になってるようなことをですね、我々はもう電磁波に侵されて、侵されてというのは電磁波の中で生活してるという。携帯電話をお持ちになっておられますし、電化製品の中で皆さんも生活されてるわけですから、その電磁波の程度が問題じゃないかなというふうに私は思うんですね。

先ほどですね、当局から説明あったんですけども、200、ちょっと単位を忘れましたんですけども、マイクロテスラなるものが日本の基準です、これは。これは日本が認めた基準ですけども、ただ、残念なことにヨーロッパでは100というところもあります、これは、事実として。100というところがあるんですけども、大体はそれぐらいに収まっているということなんですよね。この答申の中で一番問題になってきたのは、スウェーデンかどっかの学者さんがこれ、問題提起されてですね、居住環境としては相対的に強い強度、0.3から0.4マイクロテスラが小児白血病になる可能性が強いという報告書を出されてます。これ、事実として出されてますんですけども、その後、WHOのファクトシート、日本語で言うたらどういふんかいうたら、正しいか正確かいうことだと思っんですけども、健康被害が認められないということなんですよね。

ほんで、皆さん、特に参考人さんにお尋ねしたいんですけども、今現在の日本の家電、電気製品でどれだけ電磁波を出されてるかというのは御存じでしょうか。御理解されてますでしょうか。その辺ちょっと分かれば。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人。

○参考人（多田恵一）

もちろん私の知ってる範囲であるならばお答えできるかと思います。多分、今の森田委員からの質問の中であったかと思いますが、多分同じ資料をお持ちだろうと思います。例えば、これは経済産業省の出してるパンフレットです。それから、これが電磁界情報センターというところが出しておる資料です。それから、これは東京電力が出してる資料です。そういう中に全部、全部ということはないですけどもね、そういう生活の中における電気器具の電磁波、その強さ、どれぐらいのものかというのはもちろんあります。

参考までにそれは申し上げておきますけれども、モーター使ってる物が一番高いんです。ヘアドライヤー、それから電気掃除機。それから、あとは電気調理器具ですね。電気、その上にぼんと置いたらば一とあったかくなりますよと。それから電子レンジ、そういうものが高いんですけども、それは今回の町道敷設のこの送電線の電磁波とは無関係ですので、それはちょっとおいておい

て、今回は送電線の場合の、あるいは、もう一つ、送電線及び、それから配電線、それから変電所ですね。ここらが一番高くなりますので、そこらについて焦点を絞って説明させていただきたいと思います。

その前に、今、森田委員のほうからも紹介ありましたけれども、これが世界での、お分かりでしょうか。お手元にお配りしてる資料、おなじ物がございますので、それを見ていただけたら。世界各国の電磁波規制というやつです、これは。御存じのように、今、委員から説明されたように、日本は200マイクロテスラです。2,000ミリガウスとも言いますが、同じことですから、200マイクロテスラ。韓国は83。これ、何でかいったら、韓国の場合は50サイクルだったかな、サイクル数によって違いますのでそうなります。それからEU諸国は大体全部100です。100マイクロテスラが法規制されております。スイス、イスラエル、ずうっとあるんですけども、ただ問題はこの値というのは物すごく高い値です、確かに。日本も前は100マイクロテスラだったんですよ。それが2011年に200マイクロテスラに変更されました。これは何でかいったら多分、これは臆測ですけども、多分リニア新幹線やらないかんということになりまして、リニア新幹線の場合、100マイクロテスラで制限しちゃうとリニアが事業ができないからということで、200に上げたんです。だから日本だけ200になってて、あとは全部100というような数字になっております。

ただし、それは大ざっぱな法規制なんです。問題は、先ほど森田委員のほうからも言われましたけれども、スウェーデンなんかの例とかいろいろあります。例えばEU諸国、フランスでいえばこれは1マイクロテスラです。1マイクロテスラのところには病院とか子どもの施設、幼稚園とかそういうものは造れませんよというのがフランスの規制です。イタリアの場合は3マイクロテスラの範囲で、それ以上のところには住宅は駄目ですよ。あるいは住宅の近くに3マイクロテスラの送電線を置いては駄目ですよという規制です。そういう具合にあります。イタリアの場合、0.2マイクロテスラ。0.2マイクロテスラで、それを超えるところには学校とか幼稚園はできませんと。逆に言えば、学校とか幼稚園の近くには0.2マイクロテスラ以下でないと電線は通してはいけませんという規制です。オランダ、ユーロにあります。オランダは0.4。スウェーデンはやっぱり0.4。スイス1、イスラエル1と。これは住宅です。

アメリカの場合は合衆国としての規制はありません。これは州によって皆、変わりますから。ただし、アメリカの議会の中にあるNCRP、これは議会の中にある放射線防護測定審議会。要するに議会の中にある審議会です。そこが、アメリカの場合は0.2マイクロテスラ以下でないと駄目だよという勧告をし

ております。これは勧告ですから確実にそれを守らないかんということはないんでしょうけども。それと、カリフォルニアの場合は0.4以上のところには住宅は建てられません。車庫はいいということになっております。

そういう配慮があるんですけども、日本では残念ながらその配慮がありません。日本では学校のそばだろうが、幼稚園のそばだろうが、そういう規制はありません、一切。だから問題が出てきてるわけです。今回のように送電線敷設が北小学校の近く、北幼稚園の近く、すぐ通ります。けども、規制はありませんということです。本来ならばこらのところに来たら引っかかってくるおそれがかかり強い。にもかかわらず、そういう規制が今のところ日本ではない。何で日本は遅れてるのかというのは、これもいろんな事情があるから、これ、今は申しませんが、ただ今のところでは日本でも学校とか通学路のところは、ちょっと高い送電線とかそういうのはやめとこうやという機運は今、出てきております。現に南山城村なんかの場合は住民から、ここは学校のところだから駄目だよということになったので、学校を迂回して送電線を回すというような措置に変わりました。これは規制があるからじゃないんです。法律上は学校の上を通そうが、地下を通そうがいいんです、日本の法律では。けども、住民からそういう声があるし、それから実は、こっち側、もう一つのほうのページを見てください。

世界の電磁波研究、先ほど森田委員も言われました。スウェーデンのカロリンスカ研究所の話をされましたけれども、これ、歴史をちょっとね、すみませんが、言わなきゃいけないんですけど、1979年にアメリカではワルトハイマー論文というのが出て、これで大騒ぎになったんです、実は。電磁波の件についてはね。それまではあんまりみんな関心なかった。そこで0.4マイクロテスラ以上のところには小児白血病の発生率が2.98倍になるよという報告が出ました。それから、1987年、これはアメリカの『テクノロジーレビュー』という、これは非常に信用のおける科学雑誌です、アメリカの。今でもあります。そこでは高圧線近くでの働く作業員の白血病の死亡率は2.5倍になったという記事が出ました。そのところは、そこまではいいんです。

それからその次に、今、森田委員から紹介ありましたスウェーデンの研究と。これ、カロリンスカ研究所の報告です。そこでは0.2マイクロテスラのところでは小児白血病の発生率が2.7倍になりますよという数字になってます。0.3マイクロテスラになると3.8倍になりますよという、これは研究という、想像じゃないんです。スウェーデンで大体43万人の対象の中から無作為で選んでいって、そのうちの約8,000人ぐらいかな、を対象にして調べた結果です。結果なんです。調査結果なんです、あれは。それで2003年に、その

間ずっといっぱいあります。日本でも2003年には国立環境研究所というところの兜博士、最後は研究所長になりましたけども兜博士と、それから石堂博士というのが健康調査した結果では、この0.4マイクロテスラのところでは小児白血病が3.08倍になりますよという結果が出てます。それから、あとのこのリンパ白血病とか、それから小児脳腫瘍とかいうのが非常に高い倍率になっております。ただ、注目すべきはこの0.4で、小児白血病が3.08倍という数字が出ておりますけれども、これ、何とアメリカのワルトハイマー論文の2.98倍とほとんど一緒なんですね。それから、スウェーデンのカロリンスカ研究所の0.3のときには、0.2、0.3ですけれども、0.2のときに2.7倍。ほとんど似通った数字が出てきてると。したがって、この兜論文もワルトハイマー論文も、まさか打合せして数字出したわけじゃないでしょうからね、おんなじような数字が出てるということはみんな信憑性があるのではなかろうかと私は思います。

それから、ずっと行きまして、今年は2020年なんですけれども、その間でとにかく100以上の論文が出ております、世界各国で。特に近年は2017年、18年、19年というところでは、特にイラン、エジプト、イスラエル、そういうようなところからもかなり多くの論文が出ております。その論文のほとんど全部が危険性を指摘しております。

一番最近はこの2019年、去年のアメリカのクレスビ論文というやつですけれども、これは0.4のところでは4.06倍です。の白血病が発生率があるという数字が出ております。ということは、問題はそこからこうなってきましたと。いっぱいいろんな論文が出てきて、危ないよということがたくさんの方の学者の中から言われてきたと。それを受けて今年WHOが、さっき森田委員も言われましたけども、発がん性の可能性があるかもしれない。これ2Bの分類なんです。そこから、これではちょっとなということで、2Aの発がんの可能性があるとこのところの分類に修正しようじゃないかという、そういう検討が今されてるわけです。下げようじゃないんですよ。要するにこれは危ないよという論文がいっぱい出てきたから、これはということで、発がんの可能性があると2A。発がん性があると、1のところまでは一挙にはいかないと思いますけれど。ということで、今、WHOでもそういう検討がなされておると。コロナのことでそこのところも対応が大分遅れておりますから、ひよっとしたら来年あたりにその分類の見直しが発表されると思います。

ということで、日本でもそういうことで、法的規制は200マイクロテスラです。ですけれども、それよりはるかに下、この1とか3とか0.2とかいうような数字のところ、そういう危険性が論文でどんどん指摘されておるとい

うこと。それを無視した形でやっていくのはどうかなと。危ないものは危ないんで、法的規制がどうであろうとも、それは法のほうが遅れてるわけです、実は。だから法規制はこれから日本でも検討されるんでしょうけれども。ということで、だから業者もこういうことを考えてきてるわけ。今さっき紹介しました南山城村ではそういう小学校の周りを迂回して送電線を回すというような配慮を法規制とは別に、やっぱり危ないものは避けとこうやということでそういう規制、配慮がなされていってるということで、その配慮はどんどんこれから日本でもなされていくんだろうと思います。それにはやっぱり住民運動というものは非常に大事になってくると。

法でオーケーだから安全ですと。それで病気になったんでは話にならんわけですから、法でいくらオーケーと言われても危ないものは危ないと。それを避けていろいろな対処をするというのが、これは当然のことであって、それが行政の責務であろうと私は思います。そこのところの責務をほったらかしにしておいて、これでいいんだというのでは、法が全てということにはならないわけですから、やっぱり住民のほうを向いた行政をしていただきたいなと私は切に願っております。ありがとうございます。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

長々と御説明ありがとうございます。悪いんですけども、そういうことであればですね、この2Bにやられてる、須藤さん、多田さん、赤肉は食べないんですか。逆に言えば、赤肉も発がん性物質ということでWHOの国際がん研究機関も言われてるわけですね。それであればですね、今、具体的に100であったらいいのか。何ぼだったら皆さん方の立場としてですね、マイクロテスラがゼロを求めているとなんてこの世の中ないと思うんですよ。この中でも電磁波が通ってるわけですから。皆さんの家庭でも、皆さんお持ちになってる携帯電話でも飛んでるわけですから。それを否定して、駄目だと言われたら、どれぐらいまでですね、須藤さんとして、多田さんとしてどれぐらいまでの数値まで、100なのか、5なのか、それを具体的に、分からないというんじゃなくて示していただきたいと。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人さん、どうぞ。

○参考人（多田恵一）

最初に申し上げましたように、携帯電話とかいろんな電気器具の中にたくさんあります。第一、この地球上には500ミリガウス、言ったら50マイクロ

テスラですか、そういう静磁界というのがあるんです。それは別に問題ないんです。それはそれであるんです。だから静磁界と、それから変動磁界というのがあります、我々は静磁界のほうでは、あんまり静磁界は悪さしないから、それはそれで問題ありません。変動磁界のほうは今、問題になってるわけでありまして、その中で、例えば、今言われた赤肉とかあれですね、電気製品とかいろいろありますけど、それは嫌だと思える人は食べなければいいんです。自分は大丈夫だと思った人は食べればいいんです。それは各自が選択できるんです。各自が選択できる。ただ、地下に埋設された、あるいは上に飛んでる送電線は各自が選択できません。そこに住んでるわけですから、そこを通るわけですから、それとこっちと一緒にするというのはちょっと話が無理があるかなと思っております。だから、携帯電話なんかでも、これ、結構電磁波出てますよ。出てますけれども、これも各自が選択できるわけです。

ただね、業界としてはそこそこ、この分野でも配慮していかなければいけないだろうと思います。というのは、韓国では子ども用の携帯電話というのがあるんですね。私、知らなかったんです。知らなかったんですけども、韓国では子ども用の携帯電話というのがあります。それ、何でもかいうたら子どもは携帯電話を使って耳に当てます。耳に当てるということはほとんどゼロです。1センチも離れてないわけですから。だから、脳にその電磁波がたくさん伝わると。だから、これは危ないということで、韓国の場合は、大体日本の業者が作ってる携帯電話の4分の1の値のものしか子ども用としては許可されておられません。ということです。

○委員長（馬本隆夫）

はい、分かりました。森田委員。

○委員（森田 勝）

選択されないというお話あったんですけどね、たばこの受動喫煙がこれに該当してますので。それはもう選択できないわけですね、それは。今言う選択は、選択するとかできないとかいう話なんですけど、それはもう受動喫煙もガイドラインに書かれていますから、それだけ申し上げておきます。

それと、教育長にお尋ねしたいんですけども、子どもの健康と電磁波、電磁波が危ないのかという、この電磁界情報センターから出ておりますが、これにはいろいろ問題点も指摘されてるんですけども、基本的には心配ないですというふうに書かれてるんですよ。特に私が気になったのは、ここで一番気になったことは、携帯電話は問題ないでしょうという書き方をされてます。ちょっと気になるころは、送電線などからなるべく離れたところで遊びなさいと。電気毛布、就寝前には温かくしておいて、就寝時にはスイッチを切ってください

ということを書かれてると思うんですけども、これ、教員用に公的な機関が作られておりますのでですね、その辺の認識はございますでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

教育長。

○教育長

電流が、交流の場合、これは電磁波は必ず発生しますので、そういう中での生活は本当にいわゆるジレンマのようなものがあるかなというふうに思っております。電磁波の値につきましては、先ほど森田委員とか住民生活課から話がありましたように、この値を見ていると通学路上での健康被害は非常に考えにくい、このように思っております。

しかし、いわゆる電磁波による子どもたちの健康被害が出ないかという不安に思っておられる方もたくさんおられるということは、私も承知をしております。大事なことは、リスクを感じておられる保護者の方々と学校、そして私たちが互いに情報をしっかりと共有しながら、意思疎通を図りながら、いわゆるリスクコミュニケーションをしっかりと取っていく、このことがむしろ大事じゃないかなというふうに思っています。

先ほど遠くで遊びなさいというお話にもありましたけども、いわゆる電磁波の影響というものは距離の2乗に反比例すると言われております。ですから、1メートルで100という値が出てきたら、10メートル離れると100分の1に軽減される、こういうようなことも言っておりますので、今後、しっかりとお互いにリスクコミュニケーションを図っていく、これが大事な、このように思っております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

今、森田委員のほうからいろいろ質問が出たと思うんですけども、私のほうからも幾つかさせていただきたいと思えます。

一つはね、ここの請願の中にもありましたけれども、同意書の問題で昨日、同意書がないのは義務占用だから必要ないんだという回答をされました。それはさっき森田委員の質問からもそういう回答を再度されたというふうに思います。請願人の方にちょっとお聞きをしたいんですけども、町の義務占用だから同意書は要らないというふうな答弁をされたことに対して、どのように考えておられるのか。先ほどもちらっとはちょっと紹介されたんですが、もう少し詳しく。全く、じゃあもう義務占用だったら何もそこに住む住民の方たちが……。

発言する者あり

○委員（植田いずみ）

いや、行政側が義務占用だからということをおっしゃってたからね。

○委員長（馬本隆夫）

私語は謹んでください。植田委員、どうぞ。

○委員（植田いずみ）

ということですので、地域の方々の生活に関わる問題ですから、そうだからこうなんだということに私はそこに住んでたとしたらならないと思うんですけども、この点についてね、同意書をやっぱり。やっぱりそれはそこに住む人たちの声がきちっと反映されるというのが前提だと思うんです。それが全くされないまま、言うたら、道路占用許可が出されたということに対して、この点についてはどのように参考人としては解釈をされているのか、お聞かせ願います。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人、どうぞ。

○参考人（須藤啓二）

議論が途中ちょっと電磁波の話になりましたんで、ちょっと飛んだんですが、義務占用ということに関しましては、先ほど御説明されたとおり、国土交通省と経産省のほうで協議をして、国交省のほうから通達が出されて、義務占用と同様の扱いをなささいという流れになってます。その点は間違いのないと思います。

ただ、義務占用という扱いに関しましてね、どういう意味かということ、これインフラなんですね。例えば水道だとか下水道だとかという、そういうものに対する扱いであって、これ、事業法等で規制されてるんですね。それに対して国交省のほうはどういう考え方してるかといいますとね、端的に言いますと道路施行令という法律があります。法律の下の政令ですね。政令の中で、ちょっと法令のこういう写しを入れさしてもうてるんですけど、道路法施行令のほうで11条で「電柱又は公衆電話所に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする」ということで、「道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること」という条件が入ってます。

端的に一番分かりやすい例で言いますとね、私、住んでます菊美台では関西電力の電柱というのは当然これ、インフラの中身で義務占用の対象ですね。た

だし、電柱は敷地内です。我々の家のほうの庭というんですか、前庭のところに電柱が建ってるんですね。これはどういうことかという、道路の外に代わる場所がないよということと、公益性ということ考えた場合に、道よりも家の中の前の庭に建てれるでしょという意味なんですね。だから、電柱が建てる家には関西電力から幾らかお金が払われてるんですね。そういう形で義務占用だから道路には強制的に許可をしないといかんということではないです。

それともう一つ、これも同じ、先ほどね、都市建設課さんがおっしゃったんですが、出どころで言いますと、道路局ですね。国交省の道路局路政課道路利用調整室というところが出してる資料なんですけど、ここでは、電柱または公衆電話の占用に関する基準を定めた11条には先ほど申し上げたように、「敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる」ということで、そういう場合はどうなるかということを書いてるんですが、これに関してはね、電話、水道、ガスパイプ、下水道と要は同じ、準用されるんだよ。ただし、道路の敷地外に余地がないと、やむを得ないよという要件は、これはね、義務占用の場合、適用されないと明確に書かれています。

ただし、ただしね、先ほど言いましたように、道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がない、それと公益上やむを得ないという二つの条件が課せられてるんですね。その上で、例えば道路の深度は幾らだとか、例えば通すときに、電柱の場合でしたら、片側があって、また左に行って、右に行って、こういうことはできないですね。必ず一つの一方向で建てなさいという、いろいろ細かい決まりがあります。

これはですね、町のほうが我々に回答いただいた道路占用の件に関する質問状に対する回答で、2番ですね、道路管理者として道路法施行令に基づき、埋設管の深度及びその他の地下埋設者等との協議内容、これ、ガスとか水道のことですね、等の技術的な内容を審査しておりますと。また、ルートについては事業者が様々なルートで検討され、決定したと。ですから、町のほうでルートを検討したという記述がないんです。この辺りが非常に私は疑問で、いろいろ情報公開請求させていただいたら、事業者のほうでは4案のルートを検討してましたというのが、これ、資料ございます。

これね、いろいろどういうことかという、これ、我々が考えることじゃないんですけど、例えば、ルートの延長を何メートルや何キロメートルやとか、どうのこのことを書かれてるんですけど、例えば、ルート案1というのが最終の案なんですね。櫛原から山口神社の下を通過して、緑ヶ丘の横をかすめる形で通過して、小学校の横を通過するというルートですね。それで、2案のほうは櫛原から今度、椿台のほうに下りてきて、椿台の真ん中を突き切って、若葉台

のほうを通るという案なんですね。もう一つの案がルートの3案。これは東山の駅からフラワーロードを上がっていく道ですけど、そこを通して、緑ヶ丘の真ん中を通していくという案ですね。最終4案というのが近鉄を横断して国道に出て、また戻るとそういう案なんですけど、いいですか。この4案に関してはね、近鉄から了承できないということで、不可能だというふうに業者さんは言うてはりました。少なくとも北小学校に、横をですね、今の現在の計画のルート以外に検討する余地が非常にあるわけなんですね。業者も具体的にこういう図面を出してるわけですよ。

ということは、先ほどの条文に戻っていただいたら、これに代わる別の場所があるのかどうかということが十分、これ、審議できるはずなんです、町として。それを法令では求めているということなんですね。その辺りは全て業者が決めましたというのは、先ほどの電磁波の件にも関わるんですけど、なぜそういう配慮をしないのかということと我々、非常に疑問を感じてます。法令にもうたわれてる審議、審査をなさいと。代わる場所があるのかどうか、公益上やむを得ないかどうかということとをですね、これ、町がやらないと誰がやるんかということなんです。我々は一切知らされずに去年の12月の説明会でいきなりパネルが張られてたと。ということで住民の方は見たわけなんですけどね。それから何の説明もなく3月に許可が出されてる。

これにいいんだ、いいんだという説明をされてるんだけどもね、ちょっと読んでみますね。

「本工事に際しては、事前に地元自治会はもとより地元住民、商店、事業者等に対して工事の目的、方法及び工程等を十分説明の上、その理解と協力を得て施工します」と。これ、何の文書かというのはね、これ、実は大和郡山市が道路占用をする際に業者に出せというふうに言ってる誓約書なんです。宛名は大和郡山の道路管理者と市長ですね。に対して誓約書として、今のことを認めて提出しなさいとなってるんです。これ、疑問の余地がないですよ。これね、ほか、もちろん天理だとか香芝だとかいろんなどを調べましたけど、全て同意書を出しなさいとなってます。

生駒のほうではですね、生駒市長宛てに「道路掘削工事及び交通規制に伴う意見書について」ということで、自治会長名で市長に了承しました、了解しましたという文書を出しなさいというふうになっています。これも標準書式です。生駒市のホームページからダウンロードできます。顧みてですね、平群町はどうか。平群町のホームページから道路占用許可申請書というのはダウンロードできます。PDFとエクセルで落として、それをそのまま書いていけば申請ができるという書類です。これ、実はその中にですね、同意書というの、やっぱ

り書かれてるんですね。こういう用紙ですね。これも印刷が入ってると思うんですが、この中にね、非常にはっきりと書かれています。添付書類として、通行止めの場合ということで、同意書、迂回路表示図というふうになっています。これね、否定してしまったら、私、行政、成り立たないと思うんですよね。

例えば、今日こうして請願、来さしてもうてます。これもね、やっぱり書式は議会事務局さんのほうでホームページに出されてましてね、例えばこういう形で書きなさい、捺印しなさい、署名しなさい、いろいろ書かれてて、それでお出しして、初めてオーケーということになっています。今日も私、ここへ来させてもうて、途中で喉渇くからお茶下さい、飲ましてもうてええですか。それは駄目と。規則ですよと。私ね、そういうのはやっぱりお互いのルールとしてね、お互いが守らないと、これ、住民、やっぱり誰も守ってくれないんですよ。今回の件も明らかに同意ということを書かれているのに、実際の申請には入っていない。業者が落として書かなかったのか。それとも行政側が不要だと言ったのかって、私ね、非常に大きな問題で、考え方は先ほど大和郡山さんの書類で読んだとおりね、これ、当然のことだと思うんですよ。

先ほど趣旨説明さしてもうたところでも申し上げましたけど、例えば、家の前に掘られます。通行止めになります。西向さんなんか私しょっちゅう行くんですけど、上がっていく道は1本しかない。袋小路ですよ。そこを工事しちゃったら緊急車両入れないです。例えば、そこに住んでる方がぼやが出た、火災が発生したというときに消防車が来れないですよ。昼間工事やるっておっしゃってるから昼間、例えば心臓おかしいと、心筋梗塞かなあと。大至急何せ来てもらわなあかんというときに来てくれないですよ、救急車。それを自治会に私は聞いて、どういう事情があるのか。実際、例えば櫛原でも緑ヶ丘でもどこでも結構なんですけど、どういう事情があるかというのはね、これ、やっぱり自治会さん、一番よく御存じで、だから、こういう同意書をつけてというふうになってると思うんです。それを義務占用だからという一言で許可しましたというのは私ちょっと行政の在り方として非常に問題あると。

特にこれ、緊急車両が入れないということになったときに、町としてどういう責任取るのというふうに私は必ずなってしまうんです。それを一事業者のために何で許可をそのまましたのか。何でいろんな案があるのにその中から業者が選んだルートをそのまま認めたのか。私は非常に責任重大だというふうに考えてます。

その辺りでですね、もう一度やっぱりね、実際まだ工事もちろんやってられないし、書類を見るとね、占用は町として判こを押されています。だけど、警察のほうはまだ道路使用許可は出してないです。条件付で、まだ、いいですよと

ということになってないです。区間ごとに取りなさいということになってますので、現状でいうとまだ工事はできない。できないにもかかわらずね、事業者は8月20日の住民説明会で、どうしても同意を得れない場合は行政さん、警察さんと協議して対応さしてもらおうと。要は工事を同意がなくてもやるんだよというふうな発言をされてる。やっぱり、そこはさすがに私は間違いだと思いません。先ほどの郡山さんの誓約書のとおりね、いかに住民の方にしっかり説明して、同意を頂いて工事をやるという姿勢がなければね、全てそういう調子で、もし、これ、メガソーラーの山のほうの工事まで全部この調子でやってしまったら、我々、誰から守ってくれるんか、誰が我々の権利を認めてくれるんか。私ね、やっぱり町なり町議会さんなりしかないんですね。我々が業者さんと交渉したって個人の資格ですからね。というふうに思います。

○委員長（馬本隆夫）

ちょっと待って。3密、いろんなコロナ関係で議会も対応してますので、一応ここで暫時休憩をしまして20分から。この空気を入れ替えますのでね、ちょっと20分からまた再開します。そういうことで。山田君、そういうことでよろしく。

（ブー）

休 憩 （午前11時09分）

再 開 （午前11時20分）

○委員長（馬本隆夫）

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

参考人の方、本日は出席御苦労様でございます。時間も無限にあるわけではないので答弁等も簡潔に頂きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

今の道路占用、道路使用について、何点か本来質問あるんですが、まず1点、確認をしたいんですけど、何か話がずれてるように思うんですね。参考人の方々の思い等も十分理解できるんですけど、何か不信感ともう一緒になってですね、話がちょっと行政側とずれてるような気もするんで確認をしたいんですけど、まず、道路占用、道路埋設工事に当たっては道路占用と道路使用が要る。行政側に聞くんですけども、そのことをまず、私の言うてることがちょっとずれた

ときにはずれたと言っしてほしいんですけど、道路占用と使用があって、占用は先ほどからあった道路管理者、町道、県道、国道よっての道路管理者、それぞれの管理者が許可を出す。道路使用に当たっては所轄の警察署長が許可を出す。このことを一緒になって埋設工事、埋設許可がされると思うんですよね。今、話の中では占用許可を既に出したという状況であるということですが、現時点でね、通行止め及び、また片側通行についての場所とか期間とかが決定しているんですか。今まで地元同意が取られていないことに不信だというお話がずっとあったんですけど、確かにこの申請書の中には地元同意ということも、先ほど説明あったように書かれています。今の時点ではもらってない。そのことについてちょっと説明いただけますか。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

大きく2点、御質問いただいたと思います。

まず、現時点で工事の場所であるとか時期、また工事方法等が決定されているのかということで、まだ現在は決定されておりません。

もう1点、いわゆる同意ということで我々のホームページで知らしめているシートにつきましては、通行止めに当たる場合、同意をあらかじめ求めてくださいということ。これはなぜかと申しますと、先ほど委員おっしゃった道路交通法に伴う、いわゆる所轄のほうがかねてからこういった通行止めに関しては同意書を求めるというようなことを受けて、あらかじめ事前に周知してるところでございます。あくまでも道路占用、いわゆる埋設許可に対しての同意は求めておりませんので、ただ今回もまだ区間が、先ほども申しましたとおり時期も決まってない中で、こういった通行規制が発生するのもまだ見えてこない中で、警察もそこまでの同意をまだ求められない状況であるので、別途区間ごとで協議いたしましょうということで回答いただいております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

現時点で場所が通行止めにしなければならないのか、片側通行でクリアできるのかも決定されていないということで、あくまで道路占用という、道路を占用するということでの許可を出している。通行止めに当たっては地元同意を求めるといえることですよ、今の話ではね。それは警察署長が許可を出す時点で、通常通行止めをすることによって交通上も大きな支障があると、近隣の

話もありますが、夜間工事であったり、時期をどうするという含めて、警察との協議、警察との指導はあるということと思うんですが。ということでの理解でいいんですね。そうすると、具体的に部分部分によって、時期、工事の方法が決まったときに自治会の同意を求めるといふことでもいいんですね。もう一度確認しますね。

それと、先ほどから出てた義務占有者。このことで道路法36条での義務占有者であるがために同意は不要だという理解ではないですね。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

最終的に工事区間等明確になった時点で、また、交通規制の度合いが明らかになった時点で、同意はあくまでも警察署所長が求めるものであって、現時点で求めるかどうか否かというのは分かりません。また、先ほど申しました義務占有者だから同意書が要らないということではございません。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

今、山田委員のほうの質問されたこともそうなんですけれども、じゃあ実際、もう少し具体的に決まればそれはその都度、言うたら、通行止めに限っては同意書をもらわなければ工事ができないというそういう理解でよろしいのかというのの一つね、地元の。

それと、先ほど参考人のほうがいろいろ4ルート出てたと。ほんで、出て、今回の案を向こうが持ってきて、それについては向こうが持ってきたから、町としては全くその部分では検討されたのかどうかというのは、紹介された文面からはもう言われたままにオーケーしたというふうな感じにとれるんですが、その中で危惧される子どもたちが毎日通う通学路の下を、通学路となるところに埋設されるとか、あるいは電磁波の関係ですね。幼稚園や学校のすぐ横を通るとか。世界的にはいろいろそういう規制がされて、配慮もされてやっているという状況があるということも考えればですね、その4ルートが示されたときに町としては実際検討をちゃんとされたのかどうかということ、されたんであればどういう検討をしたのかということ、ちょっと明らかにしていただきたいというのと、それと昨日、出てました現在、地下埋設されてるところの電磁波の量、業者が測定した数字を紹介されたというふうに説明されたんですけれども、じゃあ、どういう期間であったりとか、どういうところでどういう機械

を使って測定されたのかというそういう、何ていうんですかね、もう少し詳細なものを頂きたいなというふうに思うんです。

聞くとところによると、時間帯であったりとかいろいろなことで、言わば、かなりそこら辺は変わると。電磁波の量が変わってくるというふうなことも聞かれていますし、関電なんかが出してるそういう、言うたら、電磁波に対する数値的なところからいってもかなり低いなあという感覚を持っていますのでね、そこら辺、そういう今回出てきた数字がどういう根拠の下に出されてきたのかというのを明らかにしていただきたい。それはお願いをしたいと思いますが、そういうことも含めてちょっと答弁をお願いします。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

まず、同意関係のことで、今後、工事区間等明確に決まった時点ですでね、先ほども申しましたけれども、同意書についてはですね、通常、これまででしたら、通行止めの場合は警察署長が同意書を求めてくるケースが多いです。ただ、今回、同意書が必ずということは最終的には警察の判断になってくると思われます。ただ、法的な同意書の位置づけ等もございませんので、そこらは所轄の判断になると考えます。また、ルート検討につきましては、あくまでも町事業ではございませんので、ルートの検討等は我々がするものではないと判断しておりますけれども、ただ道路法に基づいて構造的な部分で検討なり、指導は行っておるというところでございます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

最終的には、もう通行止めを求めたところについても警察が判断すれば地元の同意は要らないという、なくてもいいという、そういうものだというふうに考えておられるというふうに私は答弁を受け取ったんですが、それって、じゃあ地元の人たちの生活に関わる問題に対してね、あまりにも無責任、行政としてはね、私は無責任だと思うし、ルートも事業者がやってきたから町としてはルート検討的なことはやってないというふうに答弁された。だけど、本当に住民の生活に関わる問題ですのでね、やっぱりこのルート検討というのも全くしなかったということが多分、幼稚園や小学校の横を通る、あるいは子どもたちの通学路、毎日使う通学路のところに埋設されることをよしとした形でこのルートを認めたのかということになれば、これはあまりにも私は、若いお母さん

たちは特に、この子どもたちの通学路で埋設されるということに非常に危機感を持っておられます。そういう意味ではそういう声に私は応えるのが本来、行政の立場ですし、仕事だというふうに思うんですが、そういうことが全くとまでは言いませんが、だから、ほとんどそういうことを考慮しない状態でこの問題にいろいろ許可も出してきたのかなあという思いがいたします。それについてですね、紹介議員さんのほうはこの間のやり取りとかいろいろ聞かれて、どのように感じておられるのか、もし御意見があったらお聞かせください。

○委員長（馬本隆夫）

山口議員。

○紹介議員（山口昌亮）

ちょっと同意書のことだけ言いますけどね、今、使用については警察の同意書を、その同意書を取るかどうかの判断は警察署長だという答弁でしたけど、じゃあ、なぜここにわざわざ通行止めの場合、同意書、迂回路表示図というのを占用許可の申請書に添付書類として、添付しなさいということを町が書いてるわけなんです。そのことを全く説明せずに、もう占用はこれが。じゃあこれ要らないじゃないですかと。じゃあ何で他市町村で、先ほど参考人からもありましたように、他市町村は宣誓書まで大和郡山市は取ると。なぜじゃあそんなことをするんですかということなんですよ。平群町だけ基本的に占用のときはもう同意書要りませんよというなら、まず、これを外すべきだし、ほんで警察署のほうは平群町が同意書を取ってくださいという立場にはないですから、それは平群町で言えば西和警察署の判断だと。そしたら、平群町はもう占用は何でもオーケーということになるんじゃないですか、それだったら。いや、何でもオーケーって言い方があれやけど、要するに同意書全く要らない、地元の人たちの意見は全く関係ないというふうに私はとれたんです。そこについてはね、やっぱりね、今日、傍聴者たくさんいらっしゃいますけれども、全く町の説明では納得できない。なぜここに書いてあるのかというのをね、私は明らかにすべきやというふうに思うんです。そのことについて、やっぱり皆さん、一番聞きたいんだろうし、そういうふうに思うんですが、これ、私、今、聞かれたんで意見として言っておきます。

○委員長（馬本隆夫）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

今、山口議員のほうから占用許可申請書のところに同意書添付ということが書かれていますと。それが要らないんなら書く必要がないんだというふうにおっしゃった。確かにそうだと思います。必要だから掲載されてるというふう

認識をするんですけども、なぜじゃあ出さなくてもいい、添付しなくてもいいものをわざわざそこに書いているのか、その説明もきちっともう一度していただきたいというふうに思います。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課長。

○都市建設課長

申請書に確かに添付書類に同意書ということが書かれておりますが、先ほど主幹が説明しましたように、これは警察のほうで道路規制に当たって地元の同意をもらってほしいということでここに書いていると、こういうことでございます。ただ、道路法の32条では必要記載にはそれは、地元の同意というのとはうたっておりません。道路法では、道路占用でははっきりうたっておりませんので、それを仮に地元の同意がないので道路占用の許可をしないということになれば、これは法的にちょっとおかしくなってしまうので、あくまでも道路法に基づいた対応をしたということでございます。

○委員長（馬本隆夫）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

じゃあ、何でそこに書いてるんですかという話になるんですよ。そんな必要ないとおっしゃるんやったら、何で書いてるんですか。必要があるからそこに同意書という形でやね、その他の欄でもなくですね、同意書というのはいちいち書かれてるわけですよ。じゃあ、この事業は同意書要るけど、この事業は同意書要らないとかそういう区分けを、それは行政がしてるんですか。道路占用というものに関してはこれは町の、言うたら、町の責任で出すものですから、それにそんな書いてんの、あってもなくてもいいみたいな話って、もう非常に町民としては不信です。不信感を持ってしまいます。これ聞いてええの。今の町の答弁に対してね、今日とにかくこの問題に怒りを持って、言うたら、ここに参考人として出てこられてる参考人の方はどのように感じられましたか。

○委員長（馬本隆夫）

参考人、簡単明瞭に答弁してください。はい、どうぞ。

○参考人（須藤啓二）

今の占用許可の件なんですけどね、道路を占用するというその行為の結果、工事をせんとあかんということですから、一番初めに御説明したように占用許可と道路の使用許可って実は一体のものなんですよね。だから、警察との協議をしなければならないという義務を課してるんですね。だから、これ、片側だけ成り立つもんじゃなくて、当然両方やらなあかんよ。だから、道路占用の申

請にも道路使用申請にも、町のほうで言うと道路工事承認申請だったですかね、そういう書類がありましたね、両方共に同意書を求めているんですね。何でそういうことを求めているかというね、実は道というのは、これは別に町長さんから借りてるわけでも何でもなくて昔から、多くの方が歩く時代から、車も何もない時代から道というのは出来上がってて、だから、奈良というのは非常に狭い道で、それをまたみんなが生活のために使っているわけですね。現実には毎日の生活、使っているわけですから、それに対してその使用を本当にして大丈夫なのかというのを住民に聞かずに一体誰に聞くのかということなんです。そのために同意書というのがその書類にも載っているということなんです。

一言だけ、ちょっと付け加えて言いたいんですけど、道路占用の許可に関してね、6月議会、傍聴させていただきました。そのときに都市建設課の回答では、全体のやつは要は出てる、3月に出してると。それを区間ごとに許可を出すというのをおっしゃいました。平群町は1回出した許可を二重で出すんかと。私はそんなふうに感じました。意味がないですね。許可を全て出しているのに部分的に出すというのは。どっか法的根拠があるのかって私は思います。

そういう混乱を私はね、正直言って道路行政に関して都市建設課さん、混乱してるとしか私はやっぱり感じないんですよ。そのもともとの原因はね、やっぱり私は住民の意見をちゃんと聞いてやっていないというところに尽きると思うんですね。やっぱり、そこからスタートでないと。そのために同意書というのが申請書のほうに書かれてるわけでね。何もその文言が単にあるという意味じゃなくて、結局それを頂くために事業者は説明をしたり、いろいろ検討したり、場合によっては変更したり、例えば工事の制限をもっと厳しいものにするだとかですね、いろんなことを実はできるんでね。それを話し合いをして、住民と事業者と行政がちゃんと話し合いをして、その上で合意をつくっていくというのが私は公益上の必要性ということになると思うんですよ。ですから、ぜひそういう形でやっていただきたいと思います。

○委員長（馬本隆夫）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

それと、今回3,600筆を超える署名が集められた。そこには様々な住民の方たちの思いというのが込められていると思います。端的にあれなんですけれども、今回のことでの住民さんからどのような声が寄せられてきたのかということを紹介していただけたらと思います。

○委員長（馬本隆夫）

簡単明瞭に言うてね、質問に対して。まあまあ午前中に聞いたからね。

○参考人（須藤啓二）

よろしいですか。

○委員長（馬本隆夫）

はい、どうぞ。

○参考人（須藤啓二）

いろんな声が寄せられてまして、まず一番大きいのは、先ほどの趣旨説明で申し上げたとおり、緊急車両の通行が妨げられてしまうという。西向では今年に入って2回ぼや騒ぎがあって、2回とも道に消防車が入っちゃうと、もう一切出入りができないという形になっちゃったというのを聞いてます。

それから、菊農家さんが西向さんの辺りで、借りられた上でやられてるって聞いているんですが、作業がやっぱりその道しかないんですね。事業者さんは迂回路というの書かれて、国道を迂回するというふうな図面を出されてるんですけど、通行止めされてるお宅、シャットアウトされてる住民、もしくはその農地を使ってる農家の方というのはそれを迂回できないですよ。迂回というのはあくまで、例えばこの道がペケだからこう回って通過するんだよという意味にしか、やっぱり取れないですね、図面から言うと。その辺りの補償だとか代替案等一切ない状態で通行止めをするんだというのはやっぱりどう考えてもおかしい。

それから、特に若いお母さん方からの声はですね、せっかく緑の豊かな町に引っ越してきたのに何で私の家の前に電磁波発生するようなケーブルを通すの、何でうちの子はその上を歩かなあかんのと。小学校に行くのにその道を毎日歩くわけなんですね。それではもうとてもこの平群に住めない。だから今、家を探しに行ってるんですという、そこまでね、声を寄せられてるんです。

そういう声というのは非常に私、大事で、特に平群町の今後を考えた場合にそういう若い方々の定着だとか定住というのは非常にやっぱり大事にしないとイケないのにその声が全然生かされてない。これではやっぱり、本当もう限界集落と言われるような事態を招く原因にさらになってしまうというふうに思います。そういうもう具体的な話で、もう家まで探しに行かなあかんというふうなことまで考えてるお母さんがおるということもぜひ皆さん、知っていただきたいと思います。

○委員長（馬本隆夫）

ほかに。山田委員。

○委員（山田仁樹）

道路のことでの近隣同意、地元同意という話で、どうしても平行線的な部分があるのかもわからないんですけど、私の知り得る範囲では端的に道路の縦断

じゃなく横断、横であって、その部分が期間がはっきりして、工事の状況もはっきりしている。そのときには警察協議と同時に進むという意味で同意書の添付も求められてるのかなという、私はそういう理解をしています。

それについてですね、何点かお聞きしたいんですけど、6番のところで、請願書のね、⑥のところで、送電は一企業の自営線であるということで書かれています。先ほどから義務占有者ということで、道路法の36条の発電事業者で義務占有者ということで書かれてるんですけど、関電とか大阪ガスと町としての扱いは一緒なんですか。違うんですか。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課長。

○都市建設課長

この義務占有者に当たっては36条に値します。発電事業者も電気、ガス、水道事業者と同じであるということでございます。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

それでは、順次確認していきます。今回の送電量が2万2,000ボルトと、たしか聞いてると思うんですよね。2万2,000ボルト、反比例するという、距離との反比例、梨本の関電の埋設管が7万7,000ボルトで埋設されていると。梨本から上庄のほうまで。これ、分かる範囲でいいんですけど、いつ設置されて、なぜ架空電線ではなく、地中埋設管にされたのか。7万7,000ボルト、先ほど0.252マイクロテスラであったという事実があった。それでいくと、7万7,000ボルトに対して2万2,000ボルトで、どういうふうな電磁波の予想をされるんでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

私のほうから送電線のこと、いつ設置されたかということをお答えさせていただきます。

これは非常に古くて、一番当初の許可は昭和62年の3月に許可を出しておる物件でございます。また、当時なぜ地下埋設にされたかということについては、書類ではなかなか確認を取れませんでしたので、関西電力のほうに問い合わせたところ、現担当者の方もそれはちょっと分からないということで御回答いただいております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

それなりのいろんな理由があったけど、今となっては分からない。ああ、もう一つ聞いたんや。

○委員長（馬本隆夫）

住民生活課長。

○住民生活課長

山田委員の御質問でございます。電磁波の関係でございますが、今回の送電線の電圧が約3分の1程度になるというふうなことでございます。まだ具体的にどれだけの数字が出るんだというのは、実際にこれ、測定してみないと不明なところがございますが、予想という部分では、電圧が3分の1になるというのでございますので、その程度の軽減というのは一定見込めるのかなというふうな、あくまでこれは予測でございますが、そういうふうにご考えております。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

電圧が下がるので電磁波の量も下がるであろうと、それは当然、数字は言われへんかっても下がるということですよ。

それから、ちょっと話が前後しますが5番のところで「多くの代替案があるにもかかわらず」とあるんです。先ほどからの答弁になってるんですけど、町はある程度、指導というか、案は出せたとしてもですね、町がその手法や経路について指導や強制するということはこれまであったんですか。可能なんですか。管理者として法的にですよ。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

先ほども御答弁させていただきましたけれども、道路の構造上の問題であるとかそういった部分で法的に指導等はできますけれども、ルートやいろんな手法について我々が強制することはできないと考えております。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

それともう一つ、6番のところで、送電は20年程度の仮設備であり、町道

占用にふさわしくないという文言があるんですね。これは太陽光自体のことで、も今までいろいろ言われてまして、業者が撤退した後どうするんだとかそういうことの心配をされるということも一定は理解できるんですけども、その後の埋設管にしてもですね、利用方法、解体撤去を履行していくという担保というんですかね、ちゃんと履行してくれるということについては町はどう考えてるんですか。

○委員長（馬本隆夫）

住民生活課長。

○住民生活課長

山田委員の御質問でございます。少し先の話になるかなというふうに考えておりますが、発電事業の終了期間のときのというふうなイメージということで捉まえております。発電期間終了時におきまして、今おっしゃっていただきました廃棄費用の担保につきましては、発電事業が開始されるまでに町並びに事業者、また、この発電施設を運営する管理事業者によりまして協定書を締結する予定でございます。その協定書によりまして事業完了後の対応というのを明文化し、今、委員おっしゃっていただきましたような担保という形で確認をしたいというふうに考えております。

経産省の事業計画策定のガイドライン、これ、あくまで事業者が遵守する規定でございますが、それにも一定の基準がございまして、その基準に基づいて事業者が廃棄費用を積み立てるということが明文化されておりますので、その部分については履行いただくというふうなところで、それを担保として考えております。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

積み立てるということで、積み立てるにしても自分と自分で積み立ててたら、そのお金がどうなったか分からない。その積み立てたお金については、誰かが管理するんですか。

○委員長（馬本隆夫）

住民生活課長。

○住民生活課長

山田委員の御質問でございます。積立てにつきましては、あくまでも事業者が管理をするということでございますが、今回の事業におきましては、合同会社の事業ということでございますので、その辺の資金の管理につきましては、なかなか会社の独断でそういう費用が支弁できないような形での会計処理をす

るというふうに伺っておるところでございます。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

続いて、1番のところでは参考人の方にお聞きしたいと思うんですけど、これまでの議論を聞いてましてもね、電磁波自身、電磁波を発する埋設電線自体が問題であるということから話がスタートしてるように思うんです。その中で住民不在の、地元同意が取ってないだとかいう話が進んでいってるんです。客観的に見てですね、今、町としては、義務占有者として道路管理者は許可を与えなければならないという、いろんな判例もあって、いろんなこともあるんですけど、そうなってるわけですよ。誰にでも占有許可を町として与えるわけではないわけですね。一般の方々にね、誰にでもどなたにでも与えるわけではない。当然家の前を渡る河川の道路占有なんかはその個人、その家の方に与えたりするということはあるんですけど、そのときそのときによって公益上やむを得ない部分がある場合はということの今回の判断だと思うんですよ。

その中でね、私、ちょっとふと思うとね、1番のところになってくるんですけど、いろいろ支障を来すことが明白であるということに、道路使用、道路占有についてはあるんですけど、例えばライフラインである水道やガス工事、道路改修、道路舗装によっても片側通行や通行止めというのは発生するわけですよ。そういう意味では、先ほど言った公益上どうなのかという論点にも入っていくかもわかりませんが、その違いというのは、私は同じではないかなというふうに思うんですけど、どう考えられますか。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人。

○参考人（須藤啓二）

その辺りが一番、もちろん委員おっしゃるとおり論点だと思います。義務占有というところからスタートしているんで、どうしてもそういう話になるんですが、法のほうで言うとですね、敷地外に余地がないためという、いわゆる余地の問題なんですね、施行令のほうで言いますと、代わる適当な場所があるかどうか、公益上やむを得ないかという、もうその二つなんですね。その後、技術的ないろんな規定が決められてるよということになるんですね。

その前半の部分の公益上の問題ということになるので、私はやっぱり道路を使用される方、ないしは道路の周辺の住民の方、この辺りの方のやっぱり御判断というのは非常に大事だと思うんですよ。だから、例えば水道だったら当然、利益を受けるわけですね。下水も今、これから多分いろいろやっていかないと

あかんのかなと思うんですが、それから水道の老朽化も進んでるよというのは聞いてるんですね。こういう場合に当然やっぱりおんなじ問題が、道路の使用の問題が出てくると思うんですね。そのときに住民の方がどう判断するかというところは、私はやっぱり率直に話をすべきだと思います。当然、水道管替えるのに通行止めがどうしても必要だよというのは、やっぱり私ね、住民の方に聞いていただいたら、基本的にそれを反対されることは私はないと思います。もちろん下水道管も電気も同じなんですね。

ただ、今回の事業に関しましては、やっぱりそういう位置づけじゃないと思うんです。やっぱり自営線ということですから、これははっきりしてるわけなんですね。国交省あたりも要は同等の扱いに下さいということで、2回ほど通達を変えてるんですね。一番初めの通達ではそういう書き方じゃなかったんですけど、直近のやつでは準用するという形になりました。義務占用の場合も先ほど御説明ちょっとしたんですが、施行令でそういう規定がありましてね、やっぱり無条件で何でもかんでも認めるということじゃなくて、それを審査するのが道路管理者だというのが道路施行令の私は条文やと思います。当然、その立場で公益上に問題があるのかないのかというのを正すのは、やっぱり私は住民の声だと思いますのでね。そこがどうしてもこちらとして引っかかるところ。そうでないような本当にライフライン的なものに関してね、そこは私、住民の方、信頼していただいて大丈夫やと思います。そんなんまで反対ということもないし、それは反対するってことになる、やっぱり私、公益に逆に反することやというふうに思います。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

非常に公益上、必要なかどうかという、いろいろ判断によって変わってしまうのかなと。住民の方々の声を最大限に聞き入れることが必要だというお考えもあるんでしょうが、やはり法治国家としてですね、法に従って進めていくという、行政手続上の部分も大いにあるところなのかなと思います。

そういう意味では3番においてもですね、農業従事者の方にとってはですね、年がら年中使ってるわけでもない、その辺の農繁期等も含めてですね、協議をするということは一定必要なのかなというふうに思いますので、3番についてはそういうふうに私も思います。

あと、2番の先ほどから問題になってる電磁波の健康被害の根拠です。根拠については、先ほど参考人のほうから参考人の方がどう思われるかということ

はお聞きをさせていただいたんですけど、行政側としての見解として、これまでも何度かお聞きしてるんですけども、もう一度まとめて、経産省、またWHOの見解と数値を含めて、行政としてですね、今、手続上でどのように考えておられるかというか、手続上は、そのことで手続がどうなるという意味ではなしにですね、今、行政側としての把握している部分でどう考えられておられますか。

○委員長（馬本隆夫）

住民生活課長。

○住民生活課長

山田委員の御質問でございます。

まず、電磁波の基準につきましては、本日、申し上げましたように経産省の基準によりまして、健康への影響防止というところで明記されております200マイクロテスラというのが基準としてございます。今日、いろいろこの電磁波につきましては、各委員の皆様、また参考人の方よりもいろんな御意見を頂戴したところでございます。私のほうもあまり詳しくはないんですけども、文献や資料で見る程度のことです。諸外国におきましても日本と違う基準を持たれてやられてるということは、本日説明もございました。

WHOが出されてるファクトシートにつきましても、先ほど森田委員のほうからございましたが、その概要で小児白血病に関する規定というのがございました。それに関連する証拠については因果関係があるとみなせるほど強いものではないとかいうふうなことも書かれております。また、経済産業省の電力設備電磁界対策ワーキンググループの結論におきましても、居住環境における電磁界の健康影響については、現時点で因果関係を示す十分な証拠は認められないというふうなことも示されております。

なかなか、ここの部分につきましては一市町村のほうで技術的、医学的、また科学的な知見は持ってないところでございます。そういう部分で申し上げましたら、平群町の見解と申しますのは、やはり経産省の基準に依拠するところがしかるべきであろうというふうには考えております。

これまでのお話というところでございますが、我々、環境対策のほうの担当課でございます。本日の議論の中でも梨本の高压線送電線のお話、ございました。そこでも電磁波が出てるというふうなことで発言なり、御説明もさせていただいたところでございます。これ、当然、今、町道に埋設をしております、梨本のところでございますが。生活道路としても通行されており、また一部通学路も含まれておりますが、今まで電磁波の影響等につきまして、私ども環境対策のほうにはそういった御意見というのほとんどといたしますか、そういう御

意見というのはなかったかなというふうには記憶しておるところでございます。

いずれにいたしましても、町の見解と申しますのは、やはり国の規制基準が
ございますので、その部分に依拠をするという考え方でございます。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

2番のほうに飛びますけども、ちょっと参考人にお尋ねしたいんですけども、市街地に送電線が架空で走ってるということはまずほとんど100%ないと思うんですけども、そこで2万2,000ボルト以上の送電線が共同溝なり地下埋設で走ってるわけなんですけども、そのことについてどのように思われますか。今回2万2,000ですから、ひょっとしたら大したことないかもわからんですけども、それ以上のものが要するに御堂筋のところも走ってるんじゃないかなと思うんですけども、そのことについてどのように思われるんでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人さん。

○参考人（多田恵一）

実はボルトというのは、高いボルトのはやっぱり触れたら危ないんです、確かにね。高電圧のものについては直接接触したら、そんだけの電力がぱっと体に来ますから、これは危ないんです。ですけども、電圧と電磁波は基本的には関係ないんです。電流が流れて初めて電磁波というのは発生します。だから、先ほど、いろいろやり取りが町との間でありましたけれども、いわゆるね、ここは2万2,000ボルトの地下だと、ほんであちは6万6,000ボルトの送電線だと。それ、どっちが電磁波が高いかどうかというのは、これは分かりません。実際にやってみないと。けども、それはなぜかと言ったら、電圧と電磁波は関係ない。そういう具合に理解してくださいね。だから、電圧が高いから電磁波も高いんだというのは違うんです。むしろ、電流がどれだけたくさん流れるかというのが重大なんです。

だから、今、例えば日本では普通100ボルトですね、ここらの電気。200ボルトもあります。今は工場なんかでは400ボルトもあります。それでどうということかって言ったら、200ボルトと100ボルト、じゃあどっちが電磁波が高いのかと言ったら、当然200ボルトのほうが高いと思われるでしょうけども逆です。100ボルトのほうが高いんです。何でかいったら、要するにこんだけの電気をこう行くわけですから、それが100ボルトの場合やったらその半分ですから、電流をもっと出さないと、大きな電流にしないと流れな

いと。これは専門的な話になってしまいますから、私もあんまり詳しくはないんですけれども、要するに電流に比例するわけですから。

それで今、先ほど、梨本のところの電磁波を測ったと。0.24ですか、0.25ですか、マイクロテスラだと。どういう測り方をされたんかなと非常に私は不審に思います。例えば……。

○委員長（馬本隆夫）

ちょっと、今の質問に対して答弁はどうですか。答弁を先に言ってください。簡単明瞭に。

○参考人（多田恵一）

ですから、基本的には電流と電圧の問題はそういうことでありますから、どれが特別強いかどうかというのは別の問題だと思いますので。

○委員長（馬本隆夫）

はい、分かりました。森田委員。

○委員（森田 勝）

電圧と電流が違うというのは当然そうだと思いますし、電線が太くなれば電流がたくさん流れるというのは基本的な話ですから議論をもうそこまでしません。

それは別としてですね、町当局に確認します。もう大事なことです。これはですね、法的に許可は瑕疵があるのかどうか。もうこれ、瑕疵があればですね、議会としても問題にしなければいけないと思うんですけども、今、総合的にお話をお聞きしたところですね、道路占用の許可については瑕疵がないというふうに私は理解したんですけども、あと、住民の御意見とか、それはいろいろあるにしても、法的な瑕疵はないように理解したんですけども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課長。

○都市建設課長

瑕疵についてでございますが、これは先ほどから申し上げているとおりでございます。町の道路占用の許可については道路法の法律に基づいて許可を出しているということでございます。瑕疵とは思っておりません。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

ありがとうございます。安心しました、瑕疵がないということで。

それでですね、参考人にお尋ねします。へぐり民報11月号に送電線の町道

使用中止を求める署名の記事の中に、いろいろ声を集めたときにですね、町はどないなっとんねんという声をいろいろやった中で変わってきましたと。そして、一貫して一番多いのはお金が動いているという、聞き捨てならない表現が出てるんですけども、そんな声が聞かれましたでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

須藤参考人。

○参考人（須藤啓二）

へぐり民報さんなんで、もちろんそちらの編集のほうに御確認いただいたらいいかと思うんですが、私個人で、これ、お答えせんとあかんところですが、確かにそういう声はお聞きします、一般の方からね。それだけは事実だと思います。その中身がどうなのかということに関して私は存じ上げません。

○委員長（馬本隆夫）

森田委員。

○委員（森田 勝）

これは非常に重要なことをございましてね、お金が動いとるんなら、これ、訴えてほしいんですよ、議会にも。そういうことであればですね、誰がそういうことをやってるかということ、言われた方ですね。公党の機関紙ですからね。私はこれはゆゆしき表現だと思うんで、これは平群のメガソーラーを考える会ということで出されてますので、皆さんがどんな立場か私は分かりませんが、これはもしかそういうことを聞かれば必ず訴えてほしい。議会にも申し出てほしいというお願いだけはしておきます。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございせんか。岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

この埋設工事に当たって地元の同意は要らないということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課竹吉主幹。

○都市建設課主幹（竹吉一人）

先ほどから答弁申しますとおり、いわゆる埋設の許可に対して同意は求めておりません。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

岩崎委員。

○委員（岩崎真滋）

なかなか冷たいと言われれば冷たいかもしれないですけど、法律にのっとって進められているということで。ただ、町としては住民の生命、財産を守らなければならないということもありますので、その辺、町としてはどういう認識がございますか。

○委員長（馬本隆夫）

都市建設課長。

○都市建設課長

今回のこの道路占用に係る住民の生命、財産という部分でございますが、これにつきましては、道路法でも道路施工令で基準が定められております。また、電気事業法でもそういった技術的な基準が定められておりますので、法的な基準の中で住民の生命、財産というのは担保されるものと考えております。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにもございせんか。委員さんでございせんね。そしたら、委員外発言、山本議員の許可をいたします。はい、どうぞ。

○委員外議員（山本隆史）

委員外から失礼いたします。本日御用意していただきましたこの資料の中で一つだけ確認をさせていただきたいと思っております。先ほどから言われてます世界各国の電磁波の規制値についてでございますが、各国の個別規制値等が書いてあります。ごめんなさい、その裏ですね。緑の部分です。ごめんなさい。世界での電磁波研究についてでございますが、倍率ですね。電磁波によってどれだけ白血病が増えるかということで、米のワルトハイマー論文では2.98倍と、各ほかの発表でも同じような数値となっておりますが、先ほどの聞かせてもうた中身では無作為に抽出されて、こういう病気が発病されておるということですが、これのね、ちょっと、例えば、1,000人に1人だったのが1,000人に2人になっても倍なんです。でも、10万人に1人が10万人に2人になってもこれは倍になります。この分母と分子で、もしお答えが分かるようであれば、教えていただきたい。これは、例えば例に言うと旅客機、飛行機、これも1日に何千便と飛んでます。確かに1年、10年の間に1件事故が起こればそれはそれで安全とは言い切れない。そういうところの観点から、やっぱり分子と分母をきっちり知りたい部分がありましたので、質問させていただきます。

○委員長（馬本隆夫）

多田参考人。

○参考人（多田恵一）

今の質問ですけれども、分子と分母ということになりますと、いろいろ、こ

れ各研究によって皆、違います、もちろん。ですから、一概には申し上げられませんけれども、スウェーデンのカロリンスカ研究所の場合だったら43万人の中から無作為で抽出しながら絞り込んで、実際には大体5,900人だか6,000人だかを対象に調べたというようなことがございます。それと、日本の場合でも大体8,000人から9,000人、兜論文の場合は抽出してやっております。だから、これはもう各研究によって皆、違いますので、これがこうだということはないんですけれども、ただ、それだけの数が、例えば、御存じとは思いますが、10人ぐらいを対象にしてやったんではどんだけ上がろうが下がろうがあんまり関係ないわけです。だけど、やっぱり何千人、何万人という対象でやればそれなりの信憑性が示せるということで、疫学研究の中では大体、普通2倍まで、1.99倍まではあんまり意味のない数字ですよということを言ってます。ただし、2倍を超えるとこれは優位であると。優位って、要するに基本的にこれは意味のある数字であるということで、大体区分けをされてるようです。だから、分子と分母になると、ちょっとお答えを私のほうでもしにくいと思います。

○委員長（馬本隆夫）

山本議員。

○委員外議員（山本隆史）

御答弁ありがとうございます。確かに日本と、世界に比べると人口の割合も当然変わってきますし、平群町におきましても、この倍率を見ただけで、やっぱり増えるんだという、確かにこういう思いにはなります。ただ分母と分子がきちりしておかなければ何万分の1の値になるかというのがはっきりと証明されないのがありますので、先ほど43万人のうちの6,000人というのを抽出されて、6,000人がかかったんじゃなしに6,000人の中の何人がかかったのが2.何倍ということになったと思います。これで御理解してよろしいでしょうか。

以上で終わります。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。ないようでしたら、これをもって質疑を終わります。

それでは、参考人の多田さん並びに須藤さんはここで御退席をいただきます。大変お疲れさんでございました。ありがとうございました。

参考人退場

○委員長（馬本隆夫）

これより討論に入ります。森田委員。

○委員（森田 勝）

生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を求める請願については反対の立場で討論いたします。

議会議員に求められる役割の一つにしては民意の反映が求められているわけでございます。請願に添えられた署名3,652筆は重きと認識しておりますが、昨日の審議、本日の審議で明らかになりましたのは、道路占用の許可のことについてはですね、先ほども町当局からありましたように瑕疵はないということでございます。健康被害につきましてもですね、経産省の規定、WHOの見解から健康被害が認められないという見解が示されておることから、請願者並びに署名の皆様には誠に申し訳ございませんが、反対させていただきます。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。植田委員。

○委員（植田いずみ）

今回の請願第1号については賛成の立場で討論させていただきます。

全国的に大きな問題になってるのはこのメガソーラーの問題でございます。メディアなどでも取り上げられており、住民による建設反対の運動も全国で起こっているというのは現状であるというふうに思います。平群町の場合、この間、議会でもいろいろ問題になりましたけれども、協定書ですね。事業者と行政との協定書や、あるいは今回の占用許可が議会やあるいは地元住民に説明や協議もされない中で行われたこと、これはあまりにも町民や議会に対しての、私は行政の不誠実な対応だというふうに思います。

そしてですね、送電線の埋設ルートの中にはですね、参考人のほうからもありましたように、今、現時点で示されておりますルートについては車両の通行止めの区間もあって、住民の日常生活に欠かせない生活道路が含まれているということですね、そして、なおかつ、これ、事業者の側から出された資料では9時から5時まで通行止めをしなければならないということですね、緊急車両などが通行できなくなるなど多大な影響を及ぼしかねないというのは今、現時点でそのことに危惧を持たれるというのは、住民さんが持たれることは当然だと思います。

また、そのほかにもですね、子どもたちが毎日通う学校への通学路や幼稚園、学校の横に電磁波が発生する送電線を通すことについてはですね、日本の規制値が低いからというのではなくて、世界的にはいろんな症例も出されてる中で、できるだけ成長する子どもたちの周りにやっぱりそういうものを埋設しないと

というのが、そういう配慮をするのが私は必要だと考えます。だからこそ世界的にはそういう子どもたちに関わる場所での、言うたら、電磁波の設定もうんと低く設定をされているというところはそういうところにあると思います。だから、日本の規制が200だからそれ以下だったら大丈夫なんだということでは私はないと思います。

それと、そういう意味では、そのことに配慮をせずにこのルートについて認められたということの行政の対応については非常に怒りを感じているところがあります。地方自治法では地方自治体の責務というのは住民の福祉の増進に寄与するということがあります。町の対応はこの責任を私は放棄したに等しい行為であると考えます。3,600筆を超える署名は町のこの間の対応に多くの住民が不信と疑念を抱いていることを示しているというふうに考えます。その大本にはですね、いまだに町として住民に対して説明会を開催していない。ここに、この不誠実さに対しても住民が不信感を募らせているというふうに考えます。今回の埋設の送電線の町道占用の問題ですが、これはメガソーラーに関わってのことですので、住民に何の利益を持たせないばかりか、災害や電磁波の危険、景観の破壊など住民生活に大きな不利益をもたらしかねないことから、今回の送電線の町道占用・使用の中止を求める請願については賛成をいたします。

以上です。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。山田委員。

○委員（山田仁樹）

本請願に関しましては反対の立場で討論させていただきます。

本委員会の中でも論点の道路占用、道路使用についてのいろいろなお考えも出てきましたが、要は電磁波の健康被害ということが根本の考え方になっておりまして、今回の送電線に関して、埋設送電線に関しては公益性があるのかなのか、このことも大きな違いになっているようです。

今回の委員会の中では、義務占用者として行政側は、道路法36条にのっとり許可を与えなければならないということも明確になりました。また、地元住民の方々の通行止め等になると生活に大きな支障を来すというそういう思いも一定理解できますが、それは今後しっかりと警察の指導なり、警察の指示によって地元同意も含めて検討されていくということもはっきりしました。また、健康被害の問題については大変住民の方も不安を抱いておられますが、今、行政としては、経産省等の指導に従って行政手続を進めていくということが本来のあるべき姿だということも一定理解できます。

今回、3,652筆もの署名を取られたということで、この方々、また地元住民の方々の思いもしっかりと受け止めなければならないということも事実でございます。どうか行政におかれましては、今後、事業者に対してしっかりと地元の方々等に誠意を持って説明することを指導いただきまして、本請願書については反対をさせていただきます。

○委員長（馬本隆夫）

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（馬本隆夫）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決を行います。請願第1号については、採決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

○委員長（馬本隆夫）

挙手少数であります。よって、請願第1号 生駒平群発電所（太陽光発電施設）送電線の町道占用・使用の中止を求める請願書は不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願い申し上げます。はい、どうぞ。

○町 長

総務建設委員会の委員の皆様方には、請願書につきまして長時間にわたりまして慎重審査いただきまして、本当にありがとうございました。本日はお疲れさまでした。

○委員長（馬本隆夫）

慎重審議いただきまして、本当にありがとうございました。

本日の総務建設委員会はこれをもって閉会をいたします。皆さん御苦労さんでございました。

（ブー）

閉 会 （午後 0時23分）